## パブリックコメント実施後の主な修正内容一覧

No.	素案頁	区分	当該箇所	修正前	修正後	修正理由
1	4	第1部第1章	2 「計画の位置付け」の「その 他関連個別計画」の計画名	・座間市障害児福祉計画 ・座間市男女共同参画プラン	・座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 ・ざま男女共同参画プラン	個別関連計画との整合性を 図るため。
2	25	第2部第1章	目標1(1) 「幼児教育・保育事業(施設 型給付及び地域型保育給付」 の内容		【追加】 認定こども園に関する制度の 同知を図るほか、るために提供かるために提供が 域型のでは、 は型のでは、 は型のででは、 は型のでででででである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	神奈川県指摘事項
3	26	第2部第1章	目標1(1) 「子育てのための施設等利用 給付の円滑な実施」の内容		【追加】 施設の確認、公示、指導監査 等は、県と情報共有、連携 し、円滑な施設等利用給付の 実施に努めます。	神奈川県指摘事項
4	27, 47, 53, 64	第2部第1章、2	第2章2(6) 子育て援助活動支援事業(ファ	乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	児童の預かり等の援助を受ける ことを希望する者と、協力会員 として当該援助を行うことを希	内容の見直しを行ったため。

No.	素案頁	区分	当該箇所	修正前	修正後	修正理由
5	29	第2部第1章	目標1(4) 「外国につながる幼児への支援・配慮」の基本方針	国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつっ、本市で安心して出産や子育てができるよう、保護者を支援します。	国際化の進展 <u>に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。本市では、</u> 外国人等の在住状況や出身地等を踏まえつつ、安心して出産や子育てができるよう支援を行います。	パブリックコメントの意見を踏まえて修正したため。
6	29	第2部第1章	目標1(5) 「仕事と子育ての両立支援」 の基本方針	人が、職場において働きやすに 対策となるよう、の働き業及 対する回ります。 啓発を図ります。 を当また、 国の働き方改革間とと を踏まえのバランスができまた。 様な働き方と選択できるよう、 女性の就労を支援するほ	働きながら子育てをしている人が、職場において働きを実施して、 一方でをしている。 一方ででででででででである。 一方でででででである。 一方でででである。 一方ででである。 一方でででは、一方ででは、一方ででは、一方ででは、一方ででは、一方ででは、一方ででは、一方では、一方	パブリックコメントの意見を踏まえて修正したため。
7	29	第2部第1章	目標1(5) 「女性のためのパソコン講 座」の事業名	「女性のためのパソコン講 座」	「男女共同参画講座」	パブリックコメントの意見 を踏まえて修正したため。
8	30	第2部第1章	目標1(5) 事業の追加	_	のための広報・啓発事業」	パブリックコメントの意見 を踏まえて修正したため。
9	33	第2部第1章	目標2(2) 「2歳児歯科健康診査」の事業 全体	_	「2歳児歯科健康診査」を「乳 幼児健康診査」の事業内容に まとめた。	内容の見直しを行ったた め。

No.	素案頁	区分	当該箇所	修正前	修正後	修正理由
10	33	第2部第1章	目標2(2) 「乳幼児フォロー教室 「わく わく教室」(1歳6か月児) 「すくすく教室」(3歳6か月 児)」の事業名	乳幼児フォロー教室 「わくわ く教室」 <del>(1歳6か月児)</del> 「す くすく教室」 <del>(3歳6か月児)</del>	乳幼児フォロー教室 「わくわく教室」「すくすく教室」	内容の見直しを行ったた め。
11	33	第2部第1章	目標2(2) 「新生児訪問指導」の事業名	新生児訪問指導	赤ちゃん訪問指導	内容の見直しを行ったた め。
12	38	第2部第1章	目標3(1) 「公民館学級・講座等開設事 業」の事業名と内容	「公民館学級・講座等開設事業 ・公民館開設事業(学級、講座 等)のなかで、「ふれあい自然 科学クラブ(科学や自然と触れ 合う体験学習)」等を開催し、 家庭や地域の教育力の向上に努 めます。		内容の見直しを行ったた め。
13	38	第2部第1章	目標3(1) 「こころの育児サロン」の事業 名及び内容	「こころの育児サロン」 妊娠中や乳幼児を持つ親を対象 に育児不安の解消や仲間づくり のための講座を開催します。		
14	38	第2部第1章	目標3(1) 「座間養護学校との交流」の事 業名	座間養護学校との交流	<u>地域</u> 学校との交流会	内容の見直しを行ったため。
15	38	第2部第1章	目標3(1) 「夫婦で学ぼう子育て講座」の 事業名及び内容の修正	「夫婦で学ぼう子育て講座」 妊娠中や乳幼児を持つ親を対象 に夫婦で協力して子育てをする コツを学ぶための講座を開設し ます。	子育てしていける環境をめざす	
16	38	第2部第1章	目標3(1) 事業の追加	_	「子育て家庭教育講座」 家庭教育の意義と役割を総合的 に学習するため、市内小・中学 校PTA、幼児サークルに対 し、子育て家庭教育についての 講座をします。	内容の見直しを行ったため。

No.	素案頁	区分	当該箇所	修正前	修正後	修正理由
17	40	第2部第1章	目標3(2) 「教育支援教室事業」の内容	・ 不登校児童生徒を対象にカウンセリング、集団での活動、教育指導等を組織的・計画的に行い、児童生徒の精神的自立を援助します。 ・ 全小学校に学校教育心理相談員(スクールカウンセラー)を設置し、保護者や児童からの悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。	ウンセリング、集団での活動、 教育指導等を組織的・計画的に	内容の見直しを行ったため。
18	40	第2部第1章	目標3(2) 特別支援教育事業 ・障がい児介助員事業 ・特別支援教育補助員事業 の事業名	特別支援教育事業 ・障がい児介助員事業 ・特別支援教育補助員事業	特別支援教育事業	内容の見直しを行ったため。
19	41	第2部第1章	目標3(2) 「教育相談事業」の内容	・学校をはじめ、市民からの教育に関する悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。また、発達障がい等に関する特別支援教育及び不登校対策の充実を図ります。	教育に関する悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。 ・発達障がい等に関する特別支援教育及び不登校対策の充実を図ります。 ・全小学校に学校教育心理相談員(スクールカウンセラー)を設置し、保護者や児童からの悩み等について、有効・適切な助言や援助を行い、問題の解決に寄与します。	内容の見直しを行ったため。
20	46, 51	第2部第1章	目標5(2)、目標6(2) 「母子家庭等日常生活支援事 業の推進」の事業名	母子家庭等日常生活支援事業 の推進	ひとり親家庭等日常生活支援 事業の推進	事業名称や説明文の統一化 のため。

No.	素案頁	区分	当該箇所	修正前	修正後	修正理由
21	47, 49, 53	第2部第1章	目標5(2)、目標6(1)、目標6(4) 「母子・寡婦福祉資金の貸付」 の事業名	母子・寡婦福祉資金の貸付	<u>神奈川県</u> 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金の貸付	事業名称や説明文の統一化のため。
22	48	第2部第1章	目標5(3) 「障がい児施策の充実」の基 本方針内容	期障害児福祉計画」(平成30 年3月)に基づき、障がい児 支援の提供体制の整備を図る とともに、各種相談事業の充 実に努めるほか、医療的ケア 児に対する関連分野の支援を	「座間市障害者計画 第五期 障害福祉計画・第一期障害児 福祉計画」(平成30年3 月)に基づき、障がい児支援 の提供体制の整備を図るとと もに、各種相談事業の充実に 努めるほか、医療的ケア児の 支援のための総合的な支援体 制の構築を検討します。	個別関連計画との整合性を 図るため。
23	48	第2部第1章	目標5(3) 「児童発達支援事業」の内容	・発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対し、グループ指導を通じ日常生活における基本的動作の習得と集団生活に適応できるよう支援を行い、保護者に対しては安心して子育できるよう相談・助言を行います。	・発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対し、グループ指導を通じ日常生活における基本的動作の習得と集団生活に適応できるよう支援を行います。 ・今後、児童発達支援センターとして機能できるか、検討します。	内容補足のため。
24	48	第2部第1章	目標5(3) 事業の追加	_	「日中一時支援」	個別関連計画との整合性を 図るため。

No.	素案頁	区分	当該箇所	修正前	修正後	修正理由
25	48	第2部第1章	目標5(3) 「医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置」の事業 名及び内容	「医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコーディネーターの配置」 ・医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。	「医療的ケア児 <u>の支援のため</u> の総合的な支援体制の構築」 ・地域自立支援協議会の活用を図り、協議の場を設置できるよう、併せて、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。	内容補足及び個別関連計画との整合性を図るため。
26	48	第2部第1章	目標5(3) 事業の追加	_	「障害児相談支援」	個別関連計画との整合性を 図るため。
27	49	第2部第1章	目標6(1) 「生活保護世帯の子どもの学 習塾等費用の収入認定除外」 事業全体	「生活保護世帯の子どもの学 習塾等費用の収入認定除外」	削除(当該事業は目標64)「生活保護制度」に含まれるため)。	内容の見直しを行ったた め。
28	50	第2部第1章	目標6(1) 「スクールカウンセラーの配 置」の事業名	「スクールカウンセラーの配 置」	「教育相談事業」	内容の見直しを行ったた め。
29	54	第2部第2章	第2章 冒頭に教育・保育提供区域を 記載		【追加】 量の見込み及び確保方策を設定する単位となる教育・保育 提供区域は、第1期計画から 引き続き市内を1区域とします。	神奈川県指摘事項
30	63	第2部第2章		H30実績の確保量99回 R2以降の確保量190回	H30実績の確保量 <u>105</u> 回 R2以降の確保量 <u>120</u> 回	内容の修正及び予算見直し 対応のため。